

舗装道路の掘り返し規制期間内における道路掘さく許可基準

制 定 昭和 43 年5月1日
最近改正 令和 6 年1月1日

1 (目的)

横浜市道路占用規則第8条に基づき、新設、打換、切削及びオーバーレイ補修並びに大規模占用工事に伴う復旧舗装道路の掘り返しについて、下記の期間規制し、これらの道路(以下、「規制期間中の道路」という。)の掘さくについて、道路管理者が特に認めたものに限り許可する場合の基準を定め、もって道路の保全と円滑な交通の確保を目的とする。

2 (規制期間)

- (1)ア B交通
- イ C交通
- ウ D交通
- エ 急坂用(1)(2)

} 5年

- (2)ア A交通
- イ L交通
- ウ 急坂用(3)
- エ 簡易アスファルト舗装要綱による道路(生活道路)
- オ 切削打換補修舗装

} 3年

(3) 特殊舗装……別途定める「特殊舗装に関する指針」による

(4) その他の舗装(砂利道を除く)及びオーバーレイ等補修舗装 1年

ただし、規制期間内であっても補修を必要とする状態となった路線については、この限りでない。

3 (許可の対象)

規制期間中の道路の掘さくを許可する場合は、次のものに限るものとする。

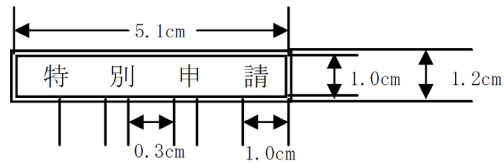
- (1) 水管、下水道管、ガス管等の引込管を敷設するために掘さくする場合
- (2) 災害の防止及び事故の復旧のために緊急に掘さくする必要がある場合
- (3) 規制開始から一年経過後に、次の各号に定める軽易な工事等のために掘さくする場合でやむを得ない事由がある場合
 - ア 掘さくする延長が 10m程度までのもので道路を横断して本線に接続するための工事
 - イ マンホール、ハンドホール、消火栓、電柱、電話柱、信号機、標識及び各種バルブ等を設けるための工事
 - ウ 推進工法等のために設ける立坑工事
- (4) その他特にやむを得ない事由があるとして市長が許可した場合

なお、やむを得ない事由とは、当該舗装の検査(竣工、会計、完了)後の道路に限り当該工事のルート、工法及び施行時期並びに需要関係等について十分検討し、規制路線を開さくしないよう相互において努力し、どうしても規制路線を開さくしなくてはならないものと認められる場合とする。

4 (特別申請の表示)

規制期間中の道路の掘さくを許可しようとする場合は、道路占用及び掘さく工事施行許可申請書の右上に赤色で「特別申請」の表示をさせたいえ、申請書を受理する。

なお、特別申請の表示規格は下図のとおりとする。



5 (掘さくの範囲及び方法)

掘さく範囲及び方法は次によるものとする。

(1) 掘さく面積はその工事に必要最小限度の面積とすること。

(2) 道路を横断して掘さくする場合は、推進工法とすること。

ただし、推進機を使用するための適当な場所がなく、または他の埋設物等を損傷するおそれがあるため、推進機を使用することができないと認められる場合はこの限りでない。

6 (復旧)

規制期間中の道路の掘さくした場合の復旧は次によるものとする。

(1) 市長の指示する道路掘さく跡復旧工事標準仕様書に基づくものとする。

(2) 本復旧はすみやかに行うこと。

(3) 仮復旧を行う場合は即日行うこと。(履工の場合は除く)

(4) セメントコンクリート舗装以外の舗装道路を掘さくした場合における本復旧

面積は、掘さく壁において管の頂部と路面との距離(埋設深度)の2分の1から、路面に向かって45度の線を引いた範囲を影響範囲とし、掘さく面積(影響範囲を含む)が同一車線内の場合、その車線幅に掘さく長さを乗じた面積を復旧面積とし、また掘さく面積が同一車線以外の車線に及ぶ場合は、その掘さく面積に要した車線幅に掘さく長さを乗じた面積を復旧面積とする。

ただし、道路幅員が二車線未満の路線を掘さくした場合は、その道路幅員を一車線とする。

なお、一車線の幅は、3.5メートルとする。